

令和6年5月31日発行



阿波の国保

=Topics=

- 徳島県国保連合会通常総会
- 徳島県市町村保健師連絡協議会総会・研修会
- 第39回徳島県保険者協議会



<<別添>>

- 数字で見る国保医療費の動き(令和5年12月～令和6年2月審査分)
- 国保連合会日誌（令和6年2月1日～令和6年4月30日）

令和6年度事業計画及び各会計予算など可決承認

－徳島県国民健康保険団体連合会通常総会－

令和6年2月27日、国保会館にて徳島県国民健康保険団体連合会通常総会を開催しました。

総会開催にあたって本会の内藤佐和子理事長は、挨拶のなかで「我が国の社会保障の根幹を成す国民健康保険事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や物価の高騰などにより、厳しさを増している。昨年政府が閣議決定した『こども未来戦略』では、少子化対策の実行に必要な財源の一部を医療保険制度からの支援金によって賄う仕組みの導入などを盛り込んだ改正案が閣議決定され、国会に提出された。今後の議論推移を注視していく必要がある」と所見を述べました。

また、令和3年に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」については「本年4月から国保総合システムクラウド化への移行、受付領域の支払基金との共同利用が稼働する。国保総合システムの最適化及び審査領域共同利用に関するシステム開発への令和6年度国庫補助分は、皆様の御協力により、令和5年度補正予算により前倒しして獲得することができた」とし、今後は、システム更改後の安定稼働、システム利活用による保険者支援に注力したいと述べました。

最後に、平成31年2月に財政運営の健全性・安定性の確保に向け策定した「国保連合会中期財政健全化計画」について触れ「令和元年度からの5年間、同計画の確実な履行に努めているところであり、本年度が計画の最終年度となっている。令和6年度からは新たな計画の下、財政の安定、各種事業の取り組み強化を図り、保険者の共同目的を達成し、負託に応えられる組織として、引き続き、より一層の努力をしていく所存である」と述べました。

続いて、徳島県後藤田正純知事からの来賓挨拶(徳島県保健福祉部長代読)の後、議長に内藤理事長を選出し、議案審議が行われ、令和5年度各会計予算補正の専決等の報告事項7件及び令和6年度事業計画、各会計歳入歳出予算等の審議事項25件はいずれも可決承認されました。

行政保健師の地域保健活動を振り返る

－徳島県市町村保健師連絡協議会総会・研修会－

令和6年4月24日にハイブリット方式で徳島県市町村保健師連絡協議会総会・研修会が開催されました。

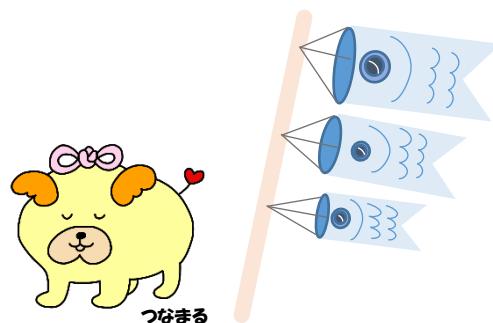
午前中の総会では、令和6年度事業計画、収入支出予算等5議案について可決承認され、令和6年度役員及び新任保健師の紹介、各種委員会への委員の派遣報告がありました。

午後の研修会では、新任保健師が多く参加することもあり、先輩保健師から地域保健活動の実践報告をしていただく研修会を企画しました。今年度は、北島町の入職2年目と10年目の2人の保健師が、それぞれ担当している母子保健と高齢者の介護予防・地域づくりの立場から、住民の健康を守るために、他部署の保健師との連携や関係機関などどのように連携し、繋がりを持って保健活動をしているか報告いただきました。

その後は、グループワークを行い、報告者との質疑応答・意見交換を行いました。参加した新人保健師からは「分からないことだらけで、何から勉強したらいいのか分からない」、「先輩方はどのように勉強しているか」、「発達支援などすごくデリケートな部分に携わる難しさ感じる。どのように乗り越えてきたか」などたくさんの質問が挙がりました。

また、参加保健師からも「地域の保健師はいろいろな分野に配属されているが、どこの分野に配属されても、予防の視点を忘れず、住民のための保健活動をしていくことが大切だと気づいた」という感想もありました。

今回の研修会は、新人保健師だけではなく、全ての参加者にとって、行政保健師の役割や地域保健活動について考える機会となりました。



.....

令和6年度事業計画及び会計歳入歳出予算について可決承認

－第39回徳島県保険者協議会－

令和6年3月21日、国保会館にて第39回徳島県保険者協議会が各医療保険者を代表する委員の出席により開催されました。

はじめに、令和5年度徳島県保険者協議会事業経過報告及び令和5年度徳島県保険者協議会負担金(見込)について事務局から報告しました。

続いて、令和6年度保険者協議会事業計画及び歳入歳出予算の2議案について可決承認されました。

最後に、徳島県から「改正感染症法に基づく流行初期医療確保措置について」、「県ヘルスアップ支援事業等について」それぞれ情報提供がありました。

.....

<<別添PDF>>

数字で見る国保医療費の動き(令和5年12月～令和6年2月審査分)

国保連合会日誌(令和6年2月1日～令和6年4月30日)





保険者の
みなさまへ
おしらせです

40歳未満の加入者についても
「健康診断結果の提供依頼」が可能です。※

40歳未満の加入者について
「健康診断結果の提供依頼」をすることの**3つのメリット**

メリット

1

加入者の健康課題等を把握
することで効率的・効果的な
保健事業が可能に。

(例: 地域間や業種間、事業所間の
データ比較、40歳未満の者の生活
習慣病予防対策の提案 等)

メリット

2

コラボヘルス促進

(保険者と事業者等の連携による
加入者の予防・健康づくりの推進)

メリット

3

40歳未満の加入者も、マ
イナポータルで健診結果※
の確認が可能に。

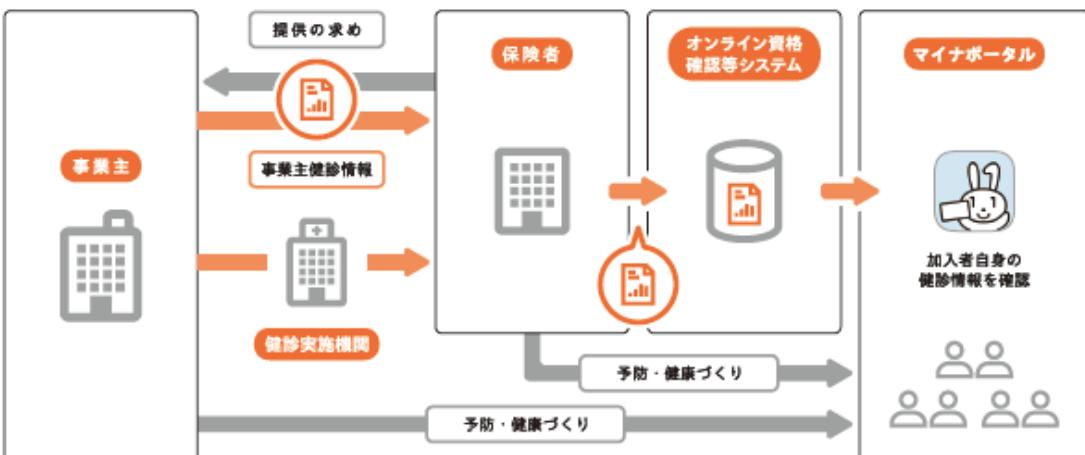
※ 特定健診項目のうちマイナポー
タルに登録された健診結果が確認で
きます。

※ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により、
40歳未満の加入者についても健康診断結果の提供依頼が可能となりました。



詳しくは WEB サイトへ

健康診断結果の提供の流れ



Q&A よくある質問

Q1 健診データは、どのデータを提供依頼できますか？

労働安全衛生法で実施している定期健康診断等の結果データとなります。

Q2 健診データについて、過去の分は何年度まで要求が可能ですか？

年度の制限は設けていませんので、保険者と事業主双方の合意のもと対応をお願いします。マイナポータルでは過去5年分の健診結果が閲覧可能です。なお、事業者に対して健診データの提供を依頼するかどうかは保険者の任意となります。

Q3 健診データの提供方法については、どういったものが可能ですか？

大きく2つの方法があり、①csv、xml等の電子データによる提供—②健診結果用紙の写しを提供—となります。一部では、指定の健診実施機関との事前の取り決めにより、健診実施機関から提供する場合があります。保険者と事業者及び健診実施機関での取り決めに基づいた対応をお願いします。

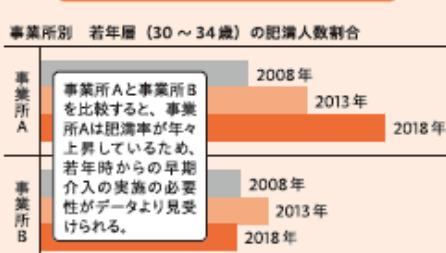
Q4 事業主からではなく、健診実施機関から直接保険者に健診データを提供することはできますか？

書面で事業主から健診実施機関に対し、保険者に直接健診データを提供するよう依頼する等の方法があります。
厚生労働省WEBサイトにて、情報提供依頼書のひな形がダウンロードできます。詳しくはWEBサイトへ

Q5 事業主健診情報をどのように活用することができますか？

実際の活用事例をWEBサイトで掲載中です。詳しくはWEBサイトへ

40歳未満の健診結果を用いた分析の例



事業主健診情報の主な活用方法

〈分析、見える化〉

- ・健診結果を活用した生活習慣病重症化リスクの見える化
- ・事業所ごとの健康課題のフィードバック

〈受診勧奨・保健指導〉

- ・事業者ごとの重症化予防対象者の抽出、受診勧奨
- ・保険者独自の40歳未満の者への保健指導

〈啓発、ツール作成〉

- ・キャンペーン等の普及啓発や、リーフレットなどの啓発ツール作成への活用